



かながわ
消費生活

注意・警戒情報

入居前から備えよう！

賃貸住宅の

「原状回復」トラブルに注意！



相談事例

5年前に入居した賃貸アパートを退去した。入居時からついていたドアのキズの修繕費やハウスクリーニング費用20万円の原状回復費を請求され納得できない。



トラブルを防ぐためには**入居前の行動**が大切です！

契約前に契約書の内容を必ず確認し、
入居するときは、キズ・汚れなど現況の写真を撮り記録に残しましょう。

- ・ 契約する前に契約書を確認し、国土交通省が示す「**原状回復をめぐるトラブルとガイドライン**」*と異なる箇所は特によく確認しておきましょう。
- ・ **鍵の交換やハウスクリーニング費用を借主負担とする特約は有効**となるため、注意しましょう。
- ・ 入居するときは、キズや汚れがないか、エアコンなどの設備が動作するかをできる限り貸主と一緒に確認しましょう。
- ・ 写真やメモを取り、住宅の**現在の状況を記録に残すことが大切**です。
- ・ 退去時にトラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう。



※原状回復をめぐる
トラブルとガイドライン



原則、借主の故意・過失によるキズや汚れ、ペットやタバコなどにより生じた汚れなどは、借主が原状回復を行う義務を負うので、日頃からきれいに使うことを心がけましょう！

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を！

局
番なし

い や や
188 番



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶



ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。

まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課 (045-312-1121) へお問合せください。

くらしの中の事故を防ごう！

気をつけて！



くらしの中でも、生命や身体に係る様々な事故が起きています。事故防止に向け、留意すべき点を何点かお知らせします。

掃除中の事故

<事例1> 脚立に上って拭き掃除をしていたところ、転落してけがをした。

<事例2> 掃除機を使用中に、バランスを崩して転倒し、けがをした。

<アドバイス>

- 脚立やはしごを使用する際は、安定した足場に置き、片方の手で固定された家具にしっかりとつかまるなど、慎重に作業しましょう。
- 床の段差はできるだけなくすとともに、足元が見えづらいところは、明るい照明器具を設置するなど、転倒しにくい環境を整えましょう。
- 高齢になると、筋力や平衡感覚等が低下し、骨折しやすくなる傾向があります。また、バランスを崩して転落することもあります。無理な作業は、控えることも大切です。



調理中の事故

<事例> カップ麺に、熱湯と食用油を入れて食べようとしたところ、容器の底が抜けて、熱湯が足にかかった。

<アドバイス>

- カップ麺や食料品のトレー等に使用されている発泡ポリスチレン(発泡スチロール)製容器に中性脂肪酸油(MCTオイル)等の食用油を入れると容器の変質や破損を招き、容器から漏れた湯でやけどをするおそれがあります。
- 発泡ポリスチレン製容器に添付以外の食用油等は加えないようにしましょう。
- 添付以外の食用油等を加えたい場合は、カップ麺の中身を発泡ポリスチレン製容器以外の容器に移してから加えるようにしましょう。



「かながわ消費生活注意・警戒情報」の過去号は、こちらをご覧ください。

かながわ 注意・警戒

検索

又は



注意・警戒情報 HP



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



Facebook



X(旧Twitter)